

(仮称) 山田家資料館

秋の講演会・抹茶のおもてなし・特別公開 開催

(仮称) 山田家資料館では、秋の講演会、抹茶のおもてなしおよび特別公開を開催します。大勢の皆さんのお越しをお待ちしています。

講演会

テーマ 製糸工場に勤めた女性たち
— 信州中野日野村の事例を中心に —

製糸工場に勤めた女性たちは貧しい農家の出身であると言われてきたが、果たして本当にそういう傾向ばかりなのか。

講師の横山憲長先生は中野市(旧)日野村の事例を仔細に分析し、彼女たちが貧しい農家の出身ばかりではないこと、農家の生活に大きく寄与していたことも明らかにしている。

彼女たちは、日本の厳しい就業事情の中から農家の生活に何をもたらしただろうか。



▲高井製糸場女工作業風景

期日 11月16日(日)

会場 (仮称) 山田家資料館 穀蔵(六間蔵)

講師 長野県短期大学 横山憲長教授
時間 午後2時～3時30分(受付開始午後1時30分から)

※受講料・定員などについては後述

抹茶のおもてなし

講演会に来場された方々を奥座敷にお招きし、抹茶のおもてなしを開催します。

期日 11月16日(日)

会場 (仮称) 山田家資料館 奥座敷
講師 裏千家流 市川久子先生およびお弟子さん

時間 午後0時30分～1時55分

【講演会・抹茶のおもてなし共通事項】
受講料・参加料 無料

定員 各50人(要申し込み)
※定員になり次第、申し込みを締め切らせていただきます。

申し込み先 (仮称) 山田家資料館へ、直接あるいは電話でお申し込みください。(土・日・祝日休館)
※10月10日(金)午前8時30分から受け付けを開始します。

特別公開

横浜・井村製のティーセット
— 明治・大正・昭和を支えた生糸 —

明治時代、横浜に工場や店舗を構え、海外へ向けた陶磁器の生産・輸出で活躍した井村彦次郎商店。瀬戸など陶磁器の産地から取り寄せた生地に買い手の好みの絵を付けて輸出をし、横浜絵付けの先駆け

として知られています。欧米でのジャポニスムブームに支えられた陶磁器は、明治時代の海外貿易において最重要品目であった生糸とともに新政府の殖産興業に大きな役割を果たしたと考えられています。

また、近代国家日本を支えた生糸については、江戸時代後期から昭和にかけて、私たちの暮らす中野でも一大産業として盛んに生産されました。今回は、開港の地・横浜をキーワードとして繋がる井村製のティーセットと中野の生糸についてご紹介いたします。



▲色絵魚子地花鳥文ティーセット(左)、江部製糸場製品ラベル(右)

期間 11月8日(土)～24日(月)・(祝)
会場 (仮称) 山田家資料館
開館時間 午前9時～午後4時30分
観覧料 無料
主な展示品(予定)
○色絵魚子地花鳥文ティーセット
○高井製糸工場図面、外観写真
○江部製糸場製品ラベル
○女工契約書

問い合わせ・申し込み先
(仮称) 山田家資料館
☎23) 2955
教育委員会事務局生涯学習課文化財係(豊田支所内)
☎(38) 3112 (内線540)

9月市議会定例会報告

9月2日から19日まで、18日間の会期で開催されました。

この議会では、条例案5件、予算案9件、決算認定10件、事件案1件、人事案2件のあわせて27件が審議され、いずれも原案どおり可決となりました。

また、議員提案による意見書などについても審議されました。主な内容をお知らせします。

条例

「中野市福祉事務所設置条例」の一部改正

「母子及び寡婦福祉法」の題名変更に伴い、本条例で引用している法律の名称について、所要の改正を行いました。

「中野市福祉医療給付金条例」の一



部改正

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」および「母子及び寡婦福祉法」の題名変更などに伴い、引用している法律の名称変更など所要の改正を行いました。

「中野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定

「児童福祉法」の改正に伴い、放課後児童健全育成事業を行う者が順守すべき事業の設備および運営に関する基準について、国が定める基準に基づき本条例を制定しました。

「中野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の制定

「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、認定こども園、幼稚園、保育所および家庭的保育事業などの地域型保育事業を行う施設または事業者を、同法に規定する子どものための教育・保育給付の支給に係る施設または事業者として確認するための運営基準について、国が定める基準に基づき本条例を制定しました。

「中野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定

「児童福祉法」の改正に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居

宅訪問型保育事業または事業所内保育事業を実施する施設または事業者を認可するための基準について、国が定める基準に基づき本条例を制定しました。

補正予算

《一般会計（第3号）》

平成26年度の一般会計予算から9159万余円を追加し、補正後の予算総額を205億3178万余円としました。

主な歳出の内容は次のとおりです。

《総務費》

●文化芸術振興事業費で、音楽親善アンバサダーに任命した麻衣さんによる、本市イメージソング制作委託料など458万余円の増額

《民生費》

●高齢者福祉施設整備事業費で、消防法施行令の改正に伴い、小規模多機能型居宅介護施設へのスプリンクラー設備の設置が義務付けられたことにより、地域介護・福祉空間等施設整備事業に534万余円の追加

《衛生費》

●予防接種事業費で、予防接種法施行令の改正に伴い、水痘ワクチンおよび高齢者肺炎球菌ワクチンが一部定期接種になったことにより606万余円の増額

●農林水産業費

融雪や集中豪雨が原因と思われる水路の崩壊など、緊急に対応するための改修事業費1070万円の増額

《土木費》

●アスベスト飛散防止対策事業費で、補助対象物件の追加により400万円の増額

《特別会計・企業会計》

《国民健康保険事業》

●繰越金の確定に伴い、後期高齢者支援金および療養給付費等負担金精算金など、8020万余円の増額

《後期高齢者医療事業》

●繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金352万余円の増額

《介護保険事業》

●繰越金の確定などに伴い、介護給付費準備基金積立金および国庫負担金返還金など、3228万円の増額

《下水道事業》

●繰越金の確定などに伴い、公共下水道施設整備基金積立金5507万余円の増額

《農業集落排水事業》

●繰越金の確定などに伴い、農業集落排水施設整備基金積立金など3377万余円の増額

《水道事業》

●北部簡易水道施設改良費で、北部第1配水池改築工事など3057万余円の増額